

鹿 児 島 県 公 報

平成24年10月5日（金）第2844号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 1
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 2

公 告

- 落札者等の公告 (情報政策課取扱い) 2
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告（3件）
(商工政策課取扱い) 3
- 建設業法に基づく監督処分公告 (監理課取扱い) 5
- 落札者等の公告 (会計課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第1109号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
社団法人川内市医師会	薩摩川内市大小路町70番26号	川内市医師会訪問看護ステーション	薩摩川内市大小路町70番26号	平成24年10月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1110号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
そうごう薬局出水店	出水市明神町482番地	平成24年9月1日	育成医療・更生医療
コトブキ薬局鹿児島店	曾於市大隅町下窪町2番地2	平成24年9月1日	育成医療・更生医療

ヒロ調剤薬局	曾於市末吉町本町二丁目11番地6	平成24年9月1日	育成医療・更生医療
いわもと調剤薬局	志布志市志布志町志布志3227-14	平成24年9月1日	育成医療・更生医療
はらいがわ調剤薬局	鹿屋市下祓川町1856番地3	平成24年9月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1111号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南さつま市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（数値図化レベル2500，地図編集レベル10000）
- 2 作業の期間 平成24年9月20日から平成25年3月8日まで
- 3 作業の地域 南さつま市（加世田都市計画区域及び笠沙都市計画区域）

鹿児島県告示第1112号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区	域
三浦地区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1号 6号	大島郡瀬戸内町大字三浦字里平原355番
	2号 3号 4号 5号	大島郡瀬戸内町大字三浦字里平原356番

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
業務用パソコンの賃貸借 1,468台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県企画部情報政策課システム開発係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年8月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通リース株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵三丁目1番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
202,356,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
.....

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年10月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ鹿児島店

鹿児島市東開町4番地15

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成24年4月9日

3 意見の概要

(1) 位置指定道路及び開発許可関係について

ア 今回届出の敷地内にある位置指定道路は、敷地内に含めることや、駐車場とするなど、道路以外の使用は認められない。位置指定道路の変更又は廃止を受けようとする際は、事前に本市建築指導課と協議を行うこと。

イ 本市土地利用調整課に開発相談のあった計画と、今回届出のあった計画が異なるため再相談を行うこと。

ウ 都市計画法において、現況の地盤高と造成後の地盤高の差が50cm以上ある切土及び盛土を行う、または公共施設の新設、改良及び廃止を行う等の区画形質の変更が生じる場合には、開発許可が必要となる。その場合には、施工中の工事を停止し、鹿児島市宅地開発技術指針に基づき設計を行う必要があり、計画に応じて未利用地の設定及び擁壁の再構築等が必要となる可能性があることについて留意すること。

(2) 交通関係について

ア 従業員や店舗利用者へも公共交通機関の利用周知に努めること。

イ 工事中、開店後において、周辺地域を通行する歩行者等の交通安全の確保や付近道路交通への支障回避など、交通安全対策に万全を期すとともに、良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じるよう努めること。

ウ 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法について、誘導案内広報、適切な誘導員の配置等により、届出計画を徹底すること。

エ 店舗敷地及び敷地外駐車場の出入口において誘導を徹底し、右折入庫待ちの車両等により、交差点及び店舗前面市道の渋滞を招かないよう状況に応じた適正な対応を行うこと。

オ 交通管理者（県警交通規制課）との協議、指摘等により既設道路の改良、出入口等に変更が生じた場合は、その都度、道路管理者（谷山建設課）とも協議を行うこと。

カ オープン時期、お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日において、周辺地域への影響対策を行う際は、交通管理者、道路管理者等と連携を図り、適切な対応を行うこと。

キ オープン時期、お盆・正月・連休等、来店者による交通量が増加する特異日における影響対策については、周辺事業所等に対し周知徹底を行うこと。

ク 施設来店者数、入出庫台数、周辺地域の交通量等定期的な調査を行い、その情報については、行政及び周辺事業所等へも積極的に提供を行うこと。

ケ 市道側からの店舗出入口の市道側溝について、横断用側溝に替え、必要に応じ道路反射鏡の設置も行うこと。また、それ以外に市道に影響がある事項が発生した場合は、道路管理者（谷山建設課）と協議を行うこと。

(3) 駐車場について

- ア 身障者用駐車場設置数については、鹿児島県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルに基づき、4台以上確保するよう努めること。
- イ 道路の路面外に設置され、駐車のために供する部分が500㎡以上の誰でも自由に利用できる駐車場については、構造及び設備について駐車場法第11条に定める技術的基準の適用を受ける。店舗利用者用の駐車場である場合でも、専用駐車場であるとの明示をすることに加え、管理人等が一般の利用を排除しているなど、厳密に当該建物の利用者のみ利用に限定されている場合以外は、専用駐車場とはみなされない。本件駐車場についても、専用駐車場としての措置を行わない場合には、駐車場法における技術的基準の適用を受けることになるので、十分留意すること。
- ウ 当該駐車場を都市計画区域内に設置し、駐車料金を徴収する場合は、駐車場法第12条より駐車場の設置や変更等を鹿児島市長に届け出ることが必要となるので、十分留意すること。
- エ 専用駐車場としての措置を行う場合にも、駐車場の出入口については、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、駐車場法に定める構造及び設備の基準に即したものと努めること。
- オ 駐輪場、自動二輪駐車場について、適切な管理を行うこと。
- カ 施設の入口付近などに駐輪場、自動二輪車駐車場の案内看板等を設置し、利用者への周知を図ること。
- キ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図ること。
- ク 駐輪場12台、自動二輪駐車場6台が確保されているが、利用車両が収容できない場合には、別途確保すること。
- ケ 従業員、パート、アルバイト用の専用の駐車場を、別途、確保すること。
- (4) 建物について
- ア 建築行為及び用途変更を行う際には、建築基準法及び建築基準関係規定を遵守すること。
- イ 当計画地は、工業地域、そして「木材団地及び木材加工団地地区地区計画」に指定されていることから、建築物の建築に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ウ 平成24年5月1日付第24-18号の景観計画区域内行為届出書のとおり、届出の内容を確実に履行し、本市景観計画に定めた景観形成基準を遵守すること。また、屋外広告物については、本市屋外広告物条例を遵守するとともに、景観に配慮したものとすること。
- (5) 環境保全（騒音・廃棄物等）について
- ア 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法及び鹿児島市環境保全条例に基づく特定施設を設置する場合は事前に届出を行い、規制基準を遵守すること。なお、設置の際には付近の状況に配慮し、適切な設置場所を選定すること。
- イ 看板、書面等により利用者にアイドリング・ストップを行うよう周知すること。
- ウ 荷さばき作業の時間帯や、配送車・廃棄物収集車等の通行経路・時間帯を考慮し、騒音、振動などで周辺住民・事業所に迷惑をかけないこと。
- エ 開発区域の周辺住民・事業者に対して、事前に工事・予定建築物等を十分説明するとともに開発中及び開発後において、苦情の申し立てがあったときは誠意をもって対処すること。
- オ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、一般廃棄物と産業廃棄物の区分、分別の徹底、資源化の推進を図ること。また、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、それぞれの収集運搬業、処分業の許可を取得しているか確認をして委託すること。
- カ 廃棄物の収集車両への積込みについては、深夜・早朝の時間帯を避けるなど、騒音・振動等に関して周辺環境への配慮を行うこと。
- キ 廃棄物の保管や収集に伴う悪臭の発生、汚水の外部への流出などがないように留意すること。
- ク 3R（リデュース（ごみの発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利

用)) に取り組むとともに、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する場合（1か月に平均500kg以上）は、一般廃棄物の減量に関する計画を作成すること。

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に行うこと。

(6) その他について

ア 所有し、占有し、又は管理する土地、建物、工作物その他資機材等について、地域住民等の安全に十分配慮し、適正に管理するとともに、安全確保のために必要な措置を講ずること。また、従業員に、安心安全なまちづくりに関する知識及び技術を習得させるよう努めること。

イ 土地の賃借権の設定が権利金を伴うものである場合には、国土利用計画法の届出が必要となるため、契約締結日から起算して2週間以内に土地利用調整課に届出を行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年10月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

川内山形屋

薩摩川内市西向田町9番6号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成24年4月18日

3 意見の概要

本変更申出に伴う騒音の発生、廃棄物の処理・運搬、道路交通への影響、周辺住民の生活環境への影響等の変化はないと考えられるため、支障はないと思われる。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年10月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ薩摩川内店・雑貨屋ブルドッグ薩摩川内店

薩摩川内市上川内町字古府下4184番地 外13筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第5条第1項の規定による新設に関する届出

平成24年4月26日

3 意見の概要

上記店舗の新設にあたっては、工事期間中も含めて、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。

また、店舗新設に必要な許認可申請、届出等を確実にを行うとともに、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。

建設業法に基づく監督処分のお知らせ

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり処分をした。

平成24年10月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

処分をした年月日	処分を受けた者				処分の内容	処分の原因となった事実
	商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号		
平成24年 9月21日	株式会社 松浦工務 店	奄美市名瀬 浦上町25番 地 8	松浦みのり	鹿児島県知 事許可（般 - 22）第 7262号	営業の停止命令 1 停止を命ず る営業の範囲 建設業の営 業のうち、公 共工事に係る もの又は民間 工事であって 補助金等の交 付を受けてい るもの 2 停止を命ず る期間 平成24年10 月 6 日から平 成25年10月 5 日までの1年 間	株式会社松浦工務 店の元代表取締役が、 龍郷町発注の公共工 事に絡む贈賄罪で、 平成24年7月30日に 鹿児島地方裁判所か ら懲役10月執行猶予 2年の刑の宣告を受 け、同年8月14日に その刑が確定した。 このことは、建設 業法第28条第1項第 2号及び第3号に該 当する。

注1 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。

3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年10月 5 日

鹿児島県警察本部長 杉山芳朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 一般業務用ノートパソコン 931台
 - (2) 一般業務用印字装置 69台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県警察本部警務部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
98,752,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成24年7月6日